◇◆◇自転車運転者講習制度◇◆◇

~自転車の悪質運転者対策~

道路交通法の一部改正

平成27年6月1日、危険な交通違反(政令で定める危険行為)を繰り返した自転車利用者を対象に「自転車運転者講習制度」が開始され、令和2年6月30日の改正道路交通法施行令により、講習の対象となる危険行為として、新たに「妨害運転」が追加されました。

自転車運転者講習制度の概要

自転車運転中に信号無視等の危険な交通違反を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の者に対して都道府県公安員会が、交通事故防止のための講習を受けるように命令します。 受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。



講習の対象となる危険行為(15項目)

- ① 信号無視(道路交通法第7条)
- ② 通行禁止違反(道路交通法第8条第1項)
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)(道路交通法第9条)
- ④ 通行区分違反(道路交通法第17条第1項、同条第4項、同条第6項)
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害(道路交通法第17条の2第2項)
- ⑥ 遮断踏切立入り(道路交通法第33条第2項)
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等(道路交通法第36条)
- ⑧ 交差点優先車妨害等(道路交通法第37条)
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等(道路交通法第37条の2)
- ⑩ 指定場所一時不停止等(道路交通法第43条)
- ⑩ 歩道通行時の通行方法違反(道路交通法第63条の4第2項)
- ⑫ 制動装置不良自転車運転(道路交通法第63条の9第1項)
- ③ 酒酔い運転(道路交通法第65条第1項)
- (4) 安全運転義務違反(道路交通法第70条)
- ⑤ 妨害運転(交通の危険のおそれ:道路交通法第117条の2の2第11号)

(著しい交通の危険:道路交通法第117条の2第6号)